

反 論 書

令和 6 年 12 月 20 日

事件番号 令和 6 年度第 1 号

審理員 大賀 義信 殿
蓮本 光之 殿
角野 隆 殿

審査請求人 510 けいしょう会
代表 丸田 敬章

令和 6 年 12 月 11 日 事務連絡として貴審理員より行政不服審査法の規定より（処分庁）五島市議会議長 木口利光提出の弁明書（副本）が送達されたことに対しての反論書として、弁明書に記載された事項に対する反論は以下のとおりである。

記

第1 弁明書に対する反論

そもそも、議場機関（市議会）が、行政不服審査法の規定を準用（五島市議会規則に不記述。）して、議長を「処分庁」と認識しての却下裁決は、重大な法令違反（五島市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）および五島市議会議員政治倫理条例施行規程（以下「規程」という。）である。

（1） 弁明書第 1 について

本件審査請求は、条例第 7 条に基づき審査請求が行われたものであり、同条例第 8 条に基づき、議長は、議会に五島市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、請求事項の審査を審査会に諮らなければならない、本件審査請求を却下することが適当であるとすることは、根拠法令を持たない越権行為と言わざるを得ず不当な法律的判断である。

(2) 弁明書第2について

- ① 規程第7条第2項第2号を本件処分と処分内容に係る根拠法令として、本件審査請求内容が条例第7条各号いずれにも該当しないとしているが、これは事実を誤認した不当な処分である。
- ② 処分庁の判断理由として、山田洋子の非法行為は、その審議に関わらず、議員としての職務と関係のない私人としての行為であり、条例第4条第1項第1号に該当しないということを根拠としているが、全くの事実誤認であり、不当と言わざるを得ない。

(3) 弁明書第3について

LINE 記載内容の審議に関わらず、市議会議員の職務への関連性は認められないため、結論に変更はない旨を補足としているが、全くの事実誤認かつ五島市議会議長の権限を越えた越権行為である。

(4) 弁明書第4について

先述した理由のとおり、議長の審査請求却下裁決通知書(6 五議第 515 号)は、不当な決定であると言える。

第2 請求人の主張

(1) 五島市議会議長の権限について

条例第8号は、文理解釈(字面のとおり解釈すること)すると、「議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に五島市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、請求された事項の審査を審査会に諮るものとする。」と定めており、審査会の請求があった場合における議長の羈束行為を定めたものであり、同条文には議長の自由裁量行為権限を行使できる余地はない。つまり、同条例第8条に定める審査会を設置し、請求された事項の審査を審査会に諮らなければならない。

よって、形式上、審査請求書の書面上の不備がない以上、五島市議会議長が原審査請求を却下することは越権行為であり、不当な権限行使である。

(2) 実害の発生について

以下のとおり実害が発生していることから、正当な判断に基づき審査会を条例に定めた手続きによって速やかに設置のうえ、審議 wp 開始す

べきである。

原審査請求書にあるように、「議員は、住民から選挙で選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、人格・識見ともに優れた代表者であるべき」であり、「山田洋子は、週刊誌報道にあるように不貞行為によって五島市ならびに五島市議会の信用を著しく失墜させ、その行動は五島市議会の品位と名誉を損なった」という結果が生じている。さらには、添付資料1の5頁にあるように、五島市長（現在）出口 太が発した「【注釈：原文のまま】五島の将来も、ぼくの未来も、全部、ようこさんが左右しま（す。）」等のやりとりは両者のただならぬ関係を示唆しており、またその内容は五島市意思決定時において、独任制である五島市長の意思とは別の第三者たる山田洋子の意思が介在することを示唆しており、これは議員職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれがあると言わざるを得ない。

（3） 処分庁に求める措置について

先述する理由から、五島市議会議長が下した却下については、遡って無効とし、直ちに審査会を設置のうえ審査を開始することを求める。